

高齢者虐待を許しません！

— 尊厳ある日々を送るために —

「高齢者の多くの方が、介護や療養が必要になってしまっても「可能な限り長く住みなれた自宅に住み続けたい」と希望しています。しかし、増え続ける介護を必要とする高齢者に対し、核家族化等に伴う家族養護者の減少、重度化する介護負担等を要因として、全国的に家族（養護者等）による高齢者に対する虐待問題が急速に表面化しています。

虐待は、人間の自由と生存に対する重大な人権侵害です。高齢者が高齢者としての尊厳を保持し、明るい未来を迎えるため、日ごろから高齢者虐待が起きない地域の構築が大切となります。

平成18年4月1日に施行された高齢者虐待防止法「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、高齢者が尊厳をもって、日々安心した生活を送つていただくことを目的としています。

この法律では、虐待を受けた高齢者への支援はもちろんですが、介護の負担や介護疲れがその大きな原因となることが多いことから、虐待を行っている養護者に対しても介護負担等の軽減措置を講じていくといった支援も盛り込まれています。

虐待のリスク要因

高齢者虐待は、年齢・経済状態など特定の人や家族に限つて起る問題ではなく、あらゆる人々にリスク要因があるものと捉え、「身近なもの」と考える必要があります。

高齢者虐待は、多くの要因が複雑に関与しているとされています。リスク要因を有するからといって直ちに虐待が起きるとは言えませんが、その家庭に対し何らかの支援を行ふことが必要となります。

虐待の種類と具体例

高齢者本人の権利が侵害されている状態であれば、養護者等が虐待をしているという自覚や、高齢者自らが虐待を受けている自覚は問題ではなく、客観的にみて権利が侵害

高齢者に対する恨み、介護負担（ストレス）、金銭管理能力がない、ギャンブル等の借金・浪費癖、アルコール依存、性格、相談者がいない、親族からの孤立、精神不安定・潔癖症など。

加齢やけがによる動作の低下、虐待者との過去の関係、要介護状態、認知症の発症・悪化、判断力の低下、収入がない、性格、借金・浪費癖、精神不安定状態、相談者がない、疾病・障害など。

虐待のリスク要因

虐待を受ける側

虐待をする側

その他

